


# 川崎市量子技術開発支援補助金

## — 令和8年度 公募要領 —

川崎市では、市内中小企業の量子技術分野への参入促進を図るとともに、量子技術分野における新事業を創出するため、量子技術の開発等を支援する補助金制度を設けています。

対象者	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者。 ただし、1年未満でも市長の指定する施設等に本店又は補助対象事業を実施する研究室等を有している中小企業者は対象となります。
対象事業	量子技術開発事業
補助額	1件あたり50万円以上300万円以内
対象経費	原材料の購入に要する経費 機械・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費 産業財産権の導入（取得・使用）に要する経費 外注加工に要する経費 技術指導等に要する経費 大学や公設研究機関等への研究費 その他市長が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の2/3以内
選定方法	有識者等による意見聴取を踏まえて、市が開催する補助金交付審査会において選定します。
申請手続	ホームページのWEBフォームから申請してください。 <a href="https://logofom.jp/form/FUQz/1514809">https://logofom.jp/form/FUQz/1514809</a> 
受付期間	令和8年4月1日（水）～4月30日（木）【必着】

### 【お問合せ・申請先】

川崎市 経済労働局 イノベーション推進部  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階  
電話：044（200）1915 FAX：044（200）3920

## 1 事業の目的

中小企業者が行う量子技術の開発等に要する経費に対し、補助金を交付することにより、中小企業の量子技術分野へ参入促進を図るとともに、量子技術分野における新事業の創出を促し、「量子イノベーションパーク」の取組の活性化を図ることを目的としています。

## 2 補助対象事業

補助対象事業は、中小企業者が単独又は他企業等と連携して「量子技術」の開発を行う事業とします。

※量子技術とは、「量子技術イノベーション戦略」（令和2年1月・内閣府策定）において、主要技術領域として位置付けられた次の技術のほか、特に市長が認めるものとします。

ア 量子コンピューター・量子シミュレーション

イ 量子計測・センシング

ウ 量子通信・暗号

エ 量子マテリアル（量子物性・材料）

オ 上記ア～エの実装を支える基盤技術、関連技術、周辺技術等

※補助対象期間内に、試作品等の補助対象事業の成果物を完成させることが条件となります。

※次の①から⑥に該当する場合は、補助対象とはなりません。

①既に研究開発が完了しているとき

②研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき

③生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるとき

④製品の量産化に過ぎないとき

⑤同一研究内容・同一経費で、既に川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合

⑥補助金の額が50万円未満の事業であるとき

## 3 補助対象者

申請にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者※。ただし1年未満でも市長の指定する施設等に本店又は補助対象事業を実施する研究室等を有している中小企業者は対象となります。

(対象施設等)

① かながわサイエンスパーク

② かわさき新産業創造センター

③ テクノハブイノベーション川崎

④ 明治大学地域産学連携研究センター

⑤ ナノ医療イノベーションセンター

⑥ KSP Biotech Lab

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者を指します。

(2) 市民税を滞納していない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、大企業の所有に属している者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている事業者  
※大企業とは、中小企業者以外の企業を言います。なお、大企業には、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は含まれません。

(4) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

#### 4 補助金の額及び補助率

補助金の額は、50万円以上、300万円を限度とします。

補助率は、補助対象経費の合計の3分の2以内です。

※補助金は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いになります。

#### 5 補助対象経費

中小事業者が単独又は他企業等と連携して量子技術の開発等を行なう場合に要する経費のうち次に掲げるもの。

費 目	内 容
原 材 料 費	原材料の購入に要する経費
機 械 工 具 費	機械・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
産 業 財 産 権 導 入 費	産業財産権の取得や使用に要する経費（※日本の特許庁に納付する費用（出願料や審査請求料）は含みません。弁理士への謝金やライセンス契約料等が対象となります。）
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
技 術 導 入 提 携 費	技術指導等に要する経費
試 験 研 究 費	大学や公設研究機関等への研究費
そ の 他 経 費	その他市長が必要と認める経費

※「その他、市長が特に認める経費」とは、「会場使用料」、「資料購入費」、「通信運搬費」、「雑役務費」等で、研究開発に伴う諸経費となります。

※産業財産権の取得に際しては、事業期間内に出願が終了することを条件とします。また、複数者で共同出願する場合には、経費を共同出願者で按分した額が対象となります。

※人件費、旅費、臨床試験に関する労務費・飲食に関する費用、パソコン等汎用性が高く他の事業にも使用できるものの購入費用等は補助対象外となります。また消費税額は対象となりません。

※振込手数料等の支払いにかかる手数料は対象外となります。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引きがあったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金

額の税抜金額のみが対象となります。

※送料や設置代など、補助対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象として認められます。

## 6 補助対象期間

補助対象期間は、1年度内（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）です。

## 7 申請書類

次の書類を各1部揃えて提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 直近3か月以内の納税証明書の写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し※個人事業者の場合は、開業届の写し又は確定申告書の写し
- (6) 会社パンフレット（会社の経歴書）
- (7) 見積書等の補助対象経費算定に係る資料
- (8) 申請内容に関連する特許・実用新案（出願中のものを含む。）がある場合には、その写し
- (9) 申請内容に関連して、法律に基づく認定や公的機関等の補助等を受けたことがある場合には、そのことが確認できる書類
- (10) 決算関係書類（直前2期分の貸借対照表及び損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の内訳書）  
※開業後2期を経っていない場合は、申請時に申し出てください。代替手段についてご相談いたします。
- (11) 有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料（任意）  
※提出書類は返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

## 8 申請書類の提出等

申請書類は、申請期間中にWEBフォームで提出してください。

ただし、WEB申請ができない事業者については郵送での提出も可とします。

### ◆申請

【WEBフォーム】

【<https://logoform.jp/form/FUQz/1514809>】

【郵送】

川崎市経済労働局イノベーション推進部

住所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話：044（200）1915（※土曜、日曜、祝日を除く8:30から17:15まで）



申請期間 令和8年4月1日（水）～4月30日（木）【必着】

## 9 審査の基準

補助対象事業は、次の事項に基づき、審査を行います。

審査項目	観点
① 開発内容の妥当性	補助対象事業（今年度の研究開発）における、目標、解決手段、実施内容、スケジュール等が明確かつ妥当な内容になっているか
② 新規性・独自性	量子技術に関して、従来の製品等に無い優れた点、模倣されにくい点、自社の強みを活かせる点、知的財産権の取得可能性など、新規性・独自性を備えているか
③ 市場性	量子技術の市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込み等が明確か
④ 事業化・製品化の見込み	量子技術の事業化に向けて、今年度の研究開発以外に必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）が妥当か
⑤ 環境性・社会性	量子技術が、脱炭素をはじめとする環境への貢献等、社会や産業界に好影響を与えるか
⑥ 財務状況	補助対象事業を適切に遂行できると期待できるか

## 10 交付の手順と方法

補助金の交付決定にあたり、次の手順で審査を実施いたします。

### (1) 申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

### (2) 有識者等による意見聴取

提出された申請書類をもとに、個別面談形式によるヒアリングを実施します。ヒアリングは、プレゼンテーション5分程度、質疑応答15分程度を予定しております。具体的な日時は市において指定いたします。なお、一部の参加者について、オンライン会議システム等を用いて参加することは妨げませんが、必要となる全ての機材（回線等を含む）の準備・設置は、申請者の責任において、申請者自らが行うものとします。

また、状況によっては、個別面談方式ではなく、書面等による質疑応答を行う場合があります。その際は各申請者に連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。

### (3) 審査及び交付の決定

上記(2)の結果を踏まえ、市において最終的な審査を実施し、補助対象事業、補助対象事業者、交付額を決定します。採択された事業者には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

※不採択となった事業者には、通知等は送付しません。

### (4) 採択結果の発表

採択された事業は、企業名（申請者名）、事業内容等を本市ウェブサイト等にて公表いたします。

### (5) 事業計画の変更等

交付決定した事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

## 11 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ① 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付を受けるまでに補助事業及び補助対象者たる要件を欠くようになったとき。
- ④ 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、川崎市量子技術開発支援補助金交付要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

※補助金の返還をしていただくときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付する必要があります。

※補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければなりません。

## 12 研究成果等の報告及び補助金の交付等

(1) 補助事業が完了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときには、研究成果及び交付を受けた補助金の経費内訳について、所定の報告書に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

- ①事業実績報告書、②支払いを証する書類の写し、③事業別経費内訳書 等

(2) 報告された内容を審査し、適正であると認めるときに、補助金の額を確定します。確定後に、交付決定企業からの請求により、補助金を交付します。

## 13 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 事業により得られた産業財産権（特許権等）は、発明者に帰属します。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

## 14 取得財産の管理

この補助事業により取得した研究設備等の財産の所有権は、申請者に帰属します。但し、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

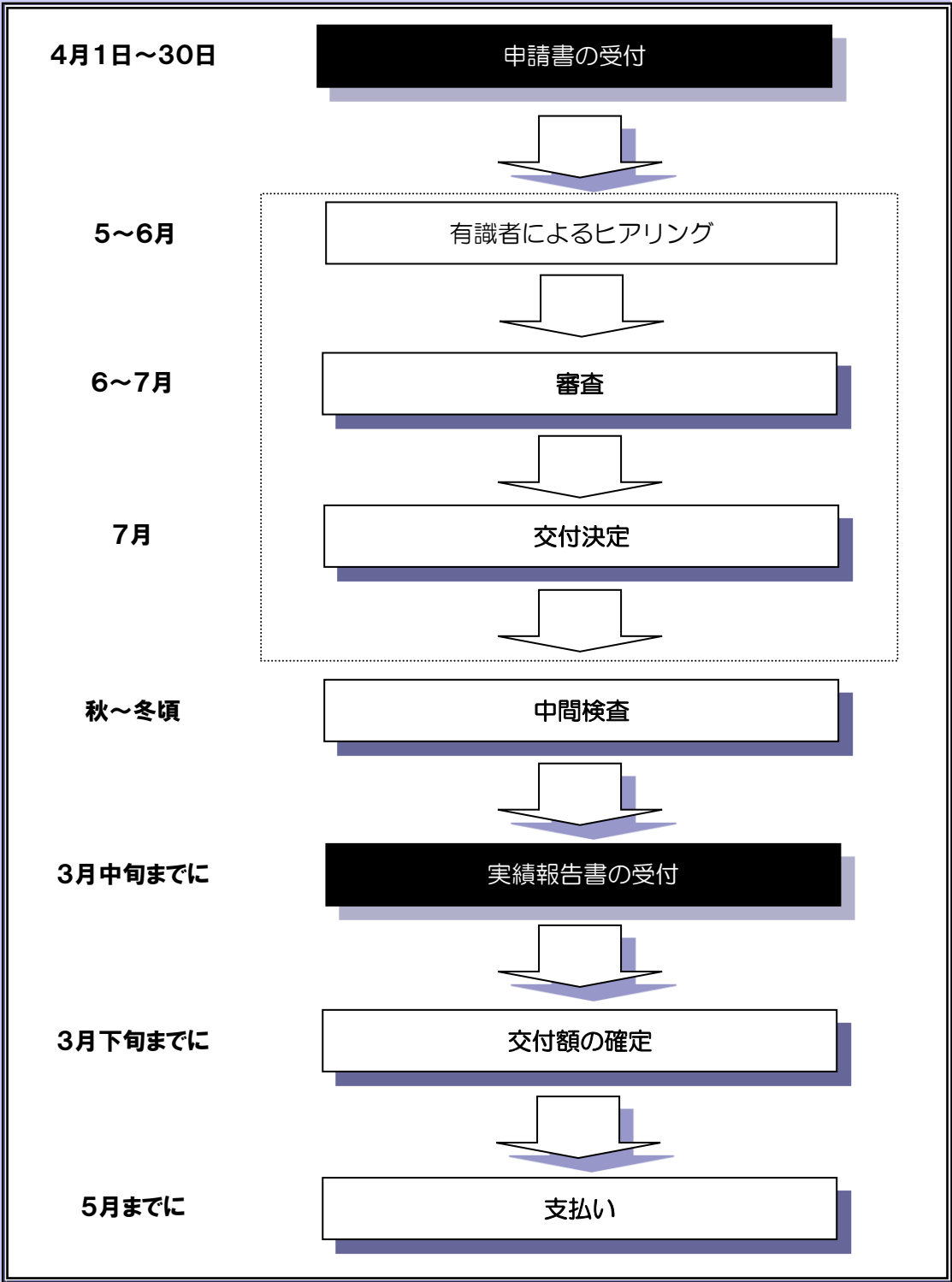
- (1) この補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）
- (2) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、

備品（取得財産のうち、単価10万円（税抜き）以上のもの）の廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

## **15 その他**

- (1) マスコミ等に研究成果の発表をされる場合は、本制度による研究の成果であることを明記してください。また、公表した資料を本市に提出してください。
- (2) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするアンケートやヒアリング等を行う場合がございますので、各種調査にご協力ください。

**16 年間スケジュール**



**（提出書類チェックシート）****【各1部ご準備ください。】**

	書類名	確認事項	チェック
1	補助金交付申請書 【第1号様式】	【必須】 ・記入例に基づいて記載されているか ・経費項目が、補助対象経費にあっているか	
2	事業計画書 【第2号様式】	【必須】 ・記入例に基づいて必要な事項が記載されているか	
3	誓約書 【第3号様式】	【必須】 ・役員等名簿には、登記簿謄本に掲載されている役員全員分が記載されているか	
4	市民税納税証明書の写し ・事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる市民税納税証明書	【必須】 ・直近3ヶ月以内に発行したものであるか	
5	(法人) 登記簿謄本の写し (個人) 開業届の写し又は確定申告書の写し	【必須】	
6	会社パンフレット、経歴書	【必須】	
7	見積書等の補助対象経費算定に係る資料	【必須】	
8	申請内容に関連する特許・実用新案（出願中のものを含む。）の写し	【申請内容に関連する特許・実用新案（出願中のものを含む。）が有る場合に必要】	
9	申請内容に関連して、法律に基づく認定や公的機関等の補助等を確認できる書類	【申請内容に関連する法律に基づく認定や公的機関等の補助等を受けたことが有る場合に必要】	
10	決算関係書類	【必須】 ・直近2期分。貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費および一般管理費の内訳書	
11	有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料	【必要に応じて】 プレゼンテーション資料を活用される場合には、1つのファイル形式にまとめていただき、データで御提出ください。	

## 記入例

※記入例であるため、内容は「量子技術」とは関係ありません。

● 記入例

第1号様式（第7条関係）

## 川崎市量子技術開発支援補助金交付申請書

●●年4月●日

（宛先）川 崎 市 長

本店所在地 川崎市川崎区▲▲町○番地

企 業 名 □□□株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 川崎 一子

事業を実施する川崎市内の事業所の所在地を記入

事業実施場所 本店所在地と同じ

〔連絡担当者〕 氏 名 川崎 一美

本申請書の問合せ窓口担当者を記入

所属・職名 技術部 部長

電 話 番 号 044-\*\*\*-\*\*\*\*

メールアドレス ○○○○@×××. ▲▲▲

川崎市量子技術開発支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名	新型距離測定器に用いる赤外光レーザー投光部・受光部の開発	
事 業 実 施 期 間	●●年4月1日～■年3月31日	
補 助 対 象 経 費	4,500,000 円	補助対象経費の合計額の2/3の額を記入（上限300万円、千円未満切り捨て）
交 付 申 請 額	3,000,000 円	
補 助 対 象 経 費 内 訳	別紙	

◆企業概要

事業内容	電子計測器製造業	資本金	10,000 千円 (大企業の出資割合 0.0%)
従業員数	●●名	創業年月	平成5年4月
主要製品	レーザー計測装置 60%	主要取引先	株式会社◆× 約30%
	レーザー切断装置 20%		×▲株式会社 約10%
	受託開発装置 20%		株式会社▲◆ 約5%

別紙 補助対象経費内訳

費 目	金額 (単位:円)
(1)原材料費 (内訳) 投光部部品 受光部部品 *****	<p>○補助対象経費の費目は下記のとおり。 各費目の定義は、「公募要領5. 補助対象経費」の表を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料費 800,000</li> <li>・ 機械工具費 800,000</li> <li>・ 産業財産権導入費 200,000</li> <li>・ 外注加工費</li> <li>・ 技術導入提携費</li> <li>・ 試験研究費</li> <li>・ その他経費 (会場使用料等に限定)</li> </ul>
小 計	1,800,000
(2)機械工具費 (内訳) 受光版切断用超音波カッター	<p>○補助対象経費を、費目ごとに記入(千円未満切り捨て)</p>
小 計	600,000
(3)産業財産権導入費 (内訳) -	<p>○費目名は「公募要領5. 補助対象経費」の表から選択。</p> <p>○項目が多い場合は別紙への記載も可。</p>
小 計	-
(4)外注加工費 (内訳) 受光版貼合せ *****	<p>○消費税及び地方消費税を除いた金額を記載。</p>
小 計	1,000,000
(5)技術導入提携費 (内訳) 測定費	500,000
小 計	500,000
(6)試験研究費 (内訳) -	
小 計	-
(7)その他経費 (内訳) 現場試験にかかる運搬費及び設置費	600,000
小 計	600,000
補助対象経費の計	4,500,000
交付申請額 (補助対象経費の 2/3 以内)	3,000,000

※消費税を除いた額を記入してください。

# 事業計画書

<p>補助事業名</p>	<p>新型距離測定器に用いる赤外光レーザー投光部・受光部の開発</p>
<p>量子技術の概要</p>	<p><i>(量子技術の背景、目的、内容等について、300文字程度で具体的に記載すること)</i></p> <p>建築現場で用いられる距離測定器は、可視領域のレーザー光を投光し、対象物からの反射光を受光部で受けて距離を測定するものが主流であるが、安全性の観点から、直視しても害のないレベルにレーザーの出力を落とさなければならないため、測定距離が最長 1km 程度に留まっており、高速道路など、大規模な建築現場から、より長い距離を測定できる距離測定器の開発が待たれている。</p> <p>建築業界のニーズに応えるべく、より長い距離を測定できる新型距離測定器を開発する。</p> <p>この新型距離測定器は、従来のレーザー光よりも安全性が高い赤外光レーザーを用いており、レーザーの出力を落とす必要がなく、より長い距離省電力で測定することができる。新型距離測定器では、従来品の倍にあたる測定距離 2km かつ従来品から 30%の省電力を目指している。</p>
<p>開発内容</p>	<p><i>(今年度の研究開発(※)の目標、内容等を記載すること。また、開発項目ごとに目標、解決手段、実施内容等を記載すること)</i></p> <p>●今年度の研究開発</p> <p>新型距離測定器の事業化に向けて、今年度は、そのキーファクターである赤外光レーザーの投光部・受光部の開発を行う。</p> <p>これまでに、赤外光レーザー方式による距離測定に関する基礎研究を△△大学工学部・□□教授とともに進め、特許を取得したところである。</p> <p>今年度は、この基礎研究をベースに、より本格的な試作を行い、試作機を用いた試験・評価を行い、既存製品の2倍となる 2km 先までの正確な距離測定を目指すものである。具体的な開発項目は次項のとおり。</p> <p>●開発項目</p> <p>1. 投光部の開発</p> <p>【目標】</p> <p>可視光レーザーと赤外光レーザーの信号を重畳して投光する投光部の開発</p> <p>【課題】</p> <p>投光部は、可視光レーザーと赤外光レーザーの信号を重畳して投光するが、それぞれの信号が干渉しあわないようにする必要がある。</p> <p>【解決手段】</p> <p>可視光レーザーと赤外光レーザーそれぞれの波長帯の選択</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投光器の基本設計</li> <li>・投光器アンプの試作開発</li> </ul>
<p>開発内容</p>	<p>前述した「量子技術」の事業化のために行う研究開発が複数年にわたる場合は、そのうち、今年度に補助金を用いて行う研究開発について、1年間のプロジェクトとして抜き出して記載。また、開発項目ごとにも、その【目標】、【解決手段】、【実施内容】を記載。</p>

開発に取り組む「量子技術」の概要をその背景や、目的、内容に触れつつ記載。字数制限に留意。

前述した「量子技術」の事業化のために行う研究開発が複数年にわたる場合は、そのうち、今年度に補助金を用いて行う研究開発について、1年間のプロジェクトとして抜き出して記載。また、開発項目ごとにも、その【目標】、【解決手段】、【実施内容】を記載。

・投光器の試験／評価

2. 受光部の開発

【目標】

赤外光だけを分離して信号のS/N比（信号／雑音比）を向上させる受光部の開発

【課題】

可視光を受光するとS/N比が低下し、測定精度が低下する。

【解決手段】

当社の強みである赤外光に関する〇〇技術（特許取得・詳細は別紙）を用いる。

【実施内容】

必要に応じて補足資料を別紙として添付可

- ・受光部の基本設計
- ・受光部の試作開発
- ・受光部の試験／評価



3. 連動試験

【目標】

投光部と受光部を組み合わせ、2km先まで正確に測定できることを確認。

【課題】

今回試作した投光部と受光部を実際に組み合わせたことはなく、基礎研究と併せて、建築材料毎の反射率や、実際の建築現場における使用感を把握する必要がある。

また、併せて、建築材料毎の反射率や、実際の建築現場における使用感を把握する必要がある。

【解決手段】

試作した投光部と受光部を組み合わせたものを用いて、建設材料別に100mから2kmまで測定試験を行い、投光部と受光部の連動状況や、現行測定器との性能比較、建設材料毎の反射率について試験・評価を行う。また、実際の建設現場において、実際に建築業者の方に試験をしてもらい、使用感についてレビューを実施する。

【実施内容】

- ・試験（(公財) 神奈川科学技術アカデミー）
- ・試験（建築現場）

(今年度の研究開発のスケジュールを開発項目ごとに記載すること)

(※表形式でも可)

開発内容とスケジュールの項目は整合させる

開発スケジュール

	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1.投光部開発										
・投光器の基本設計	→									
・投光器アンプの試作開発		→								
・投光器の試験／評価			→							
2. 受光部開発										
・受光部の基本設計				→						
・受光部の試作開発					→					
・受光部の試験／評価						→				
3.連動試験										
・試験（(公財)神奈川科学技術アカデミー）								→		
・試験(建築現場)									→	
4.報告書の作成										→
・経費の支払い、報告書の作成										→

共同開発企業 又は機関等	<p>(今年度の研究開発に関して、共同開発を行う企業等があれば記載すること)</p> <p>(公財) 神奈川科学技術アカデミー：連動試験を依頼する</p>
<p>類似品が無いこと、 もしくは類似品に対しての 独自性を説明。</p> <p>新規性・ 独自性</p>	<p>(量子技術の市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込みについて記載すること)</p> <p>従来の距離測定器の最大 2 倍の距離を測定可能なため、新規性が高い。 また、赤外光レーザーを用いた距離測定技術についても、実用化された例はなく、技術としての新規性・独自性ともに高い。 赤外光レーザーを用いた距離測定の問題のひとつに、赤外線のみを分離して受光する方法があるが、当社では赤外光に関する〇〇技術について特許を取得しており、これを活用できることが強みである。</p>
市場性	<p>(量子技術の市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込みについて記載すること)</p> <p>レーザー式建築用距離測定器の市場規模は、◎億円である。(出処：▽▽協会統計) 現在弊社では、建築用距離測定器の 20**年度売上が※億円であり、本開発に成功すれば新商品として投入し、既存の販売ルートを活用して売上貢献が見通せる。製品化後の初年度売上は、□億円を目指す。 また、当社の距離測定器(可視領域レーザー光を用いる既存のもの)のユーザー100社に、新型距離測定器についてアンケートを行ったところ、7割以上が「購入したい」と回答している。</p>
事業化・製品化 の見込み	<p>(量子技術の事業化に向けて、今年度の研究開発以外に必要な事項(追加開発、生産・販路開拓の体制整備等)について記載すること)</p> <p>来年度、基板や筐体について追加開発を行い、最終試験・評価を行ったのち、20**年秋頃の製品化を目指す。 製品化後は、当社の協力会社であり、建築業界に販路がある××通商(株)を通じて販売を行う。 新製品の量産にあたり、本社工場内に新たなラインを自社資金にて増設予定である。</p>
環境性・社会性	<p>(量子技術が脱炭素をはじめとする環境への貢献、社会や産業界に与える影響を記載すること)</p> <p>2km まで測定できるレーザー距離測定器は、業界他社も実現しておらず、業界への大きなインパクトがあると思われる。 特に高速道路や橋梁等の大規模なインフラ工事現場において作業効率が高まることが想定され、工事期間の短縮化への貢献が期待される。</p>
特許・実用新案 (申請中を含む)	「赤外光に関する〇〇技術」の特許は、平成**年 10 月に取得済(日、米)
他の補助金の 申請・採択状況	<p>無</p> <p>同一の開発内容で受入・申請した国や県などの補助金の 名称を記載してください(重複採択不可)</p>
特記事項	<p>※貴社の得意とする技術などPRしたい点があればお書きください。</p> <p>弊社は、大手企業の研究所で世界初の☆☆用レーザー測定器の実用開発にプロジェクトリーダーとして立ち上げに成功した川崎一子(現代表)によりレーザー装置の研究開発型ベンチャーとして平成5年に設立された。 設立後は、数多くのレーザー距離測定器を製造して実績を積んできた。第〇回の「かわさき起業家オーディション」で▽賞を受賞し、その事業性にも高い評価を受けている。□年度の「川崎ものづくりブランド」にも弊社のレーザー測定器は選定されている。</p>

※ 説明に資料が必要な場合には、別に添付してください。

※ 今年度の研究開発とは、量子技術の事業化のために行う研究開発のうち、今年度、本補助金を活用して取り組む予定の研究開発のことをいいます。

